

令和5年度 小規模多機能型居宅介護 指摘事項一覧

1事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令等	指摘数
1	具体的取扱方針	各サービスの提供実績において、訪問サービスが大半を占めており、通いサービスの利用者は登録定員に比べて著しく少なく、宿泊サービスは提供されていませんでした。また、通いサービスについては、サービス提供があるとのことであったが、その記録がなく、実績があるとは認められない事例がありました。通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供する弾力的なサービス提供を基本とした適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供してください。	区条例第9号第92条第1項第1号、第7号、第8号 基準省令解釈通知第3の四の4(5)①、④、⑤	1
2	アセスメント	アセスメントについて、居宅サービス計画作成後に実施している項目に偏りまたは不足がある、内容に不整合があるなど不十分であり、また、宿泊サービスについては、居宅サービス計画に位置付けられていませんでした。適切な時期に適切な方法によりアセスメントを行い、小規模多機能型居宅介護を提供する必要性を明確にした上で、居宅サービス計画を作成してください。	区条例第9号第93条第2項 基準省令解釈通知第3の四の4(6)②	1
3	モニタリング	居宅サービス計画において通いサービスを位置付けておらず提供していないにもかかわらず、通いサービスとしてのモニタリングを記録している事例がありました。適切にモニタリングを実施した上で、その結果を記録してください。	区条例第9号第93条第2項 基準省令解釈通知第3の四の4(6)②	1
4	秘密保持	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第9号第108条で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の四の4(23)で準用する第3の四の4(26)③	1
5	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れの無いよう報告してください。	区条例第9号第108条で準用する第40条第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の四の4(23)で準用する第3の四の4(30)	1